

消 防 団 入 団 促 進 活 動 事 例

【事例①】 消防団活動協力事業所応援減税（長野県）

【事例②】 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例（静岡県）

【事例③】 消防団員優遇支援事業（山梨県南アルプス市）

【事例④】 ガンバレ消防団応援事業所制度（愛知県瀬戸市）

【事例⑤】 関市消防団サポートプロジェクト（岐阜県関市）

【事例⑥】 高山市消防団応援事業所制度（岐阜県高山市）

【事例⑦】 消防団 1 日体験プログラム、消防団員募集ポスター（京都市）

※ 事例③から⑥は、「資料 4-2 消防団の充実強化に関する検討会報告書で示された内容に関するアンケート結果」の 2（3）消防団員の処遇改善等の事例である。

長野県での取り組み

◆長野県では、「消防団協力事業所表示制度」の創設を契機とし、知事の決断で、全国初の事例となる減税措置を実施している。

【目的】消防団員が活動しやすい環境作りが促進されるよう、県として支援を行う。
【経緯】平成19年3月12日「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」
県議会にて可決(全会一致)
平成19年4月1日施行、平成21年4月1日及び平成24年4月1日一部改正

・「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」 概要

対象	税目	対象事業税	減税額
中小法人 ※1	法人事業税	平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に係る事業税	税額の2分の1 (減税限度額10万円)
個人事業主 ※2	個人事業税	平成22年度分から27年度分の事業税	

※1 : 資本金又は出資金の額が3,000万円以下の中小法人に限る。
※1及び※2 : 青色申告書を提出する法人又は個人事業主の方であることが必要。

減税措置を受けるための要件

- ①「消防団協力事業所表示制度」を導入している市町村に存在するすべての事業所が同制度で消防団協力事業所に認定されていること
- ②事業主、常勤役員又は労働者である消防団員が2名以上であること
- ③県内に所在するすべての事業所で、就業規則等に、労働者が消防団員が消防団員として活動を行うことを理由に、昇進、賃金、労働時間その他の処遇について事業所の他の労働者との均衡を失することのないよう適切な配慮を加える旨を定めていること

◆消防団活動に協力している法人等には、平成21年度から長野県建設工事等入札参加資格の総合点数を算定するにあたり、「新客観点」の中の地域貢献等の項目で加点することとしている。

静岡県での取り組み

◆静岡県では、「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」を制定している。

【目的】消防団員活動に協力する事業所を応援する
【経緯】平成24年4月から施行

・「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」 概要

対象	税目	対象事業税	減税額
法人 ※1	法人事業税	平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了する各事業年度の事業税	税額の2分の1 (減税限度額10万円)
個人	個人事業税	平成24年、25年の所得に対して課税する平成25年度、26年度の事業税	

※1 : 資本金又は出資金の額が1億円以下。

減税措置を受けるための要件

- ①県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等のすべてが「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けていること
- ②県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1名以上いること。
- ③消防団活動について配慮した規程(就業規則等)を準備していること。

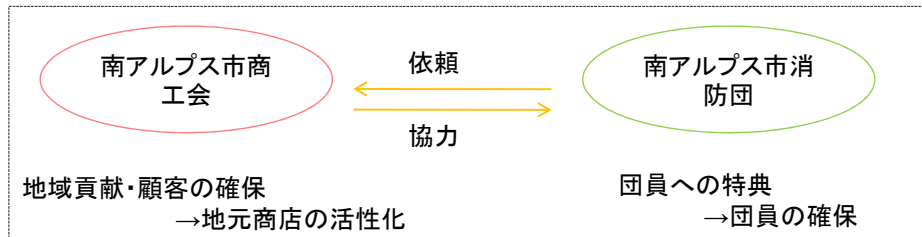
◆リーフレット「地域防災の要『消防団』!!」の作成

現状を訴え、また、消防団活動について説明するQ&Aを載せたリーフレットを作成し、配布している。

山梨県南アルプス市での取り組み

山梨県南アルプス市では、消防団員が減少していることから、それに歯止めをかけるため、南アルプス市消防団の団長や役員の働きかけで、2010年9月より商工会が消防団員の入団勧誘の後押しをしている。

商工会が消防団員サポート店を募集し、現在78の企業や商店が消防団員サポート店に加入している。サポート店は店先などに消防団が作成・交付したステッカーを掲示し、消防団員限定の代金割引等の様々なサービスを行っている。



<サポートの事例>

- ・飲食店での料金の割引、ドリンクのサービス等
- ・ガソリンスタンドでのガソリンの値引き等
- ・その他リフォームや家屋の修理費の割引等



サポート店ステッカー



消防団員サポート店
(写真中央にステッカーを掲示)



愛知県瀬戸市での取り組み

◆瀬戸市では「ガンバレ消防団応援事業所」を平成22年10月1日(金)よりスタートした。

【内容】市内の事業所や販売店の皆様が、応援事業所として消防団員に各種サービスや割引等の提供を行ったり、消防団員募集ポスターを事業所内に掲出するなど、様々な形で消防団を応援していただく事業所に「ガンバレ消防団応援事業所表示証」を交付し、事業所内に掲出していただく。これにより、地域の方々に「消防団」をアピールし、消防団の認知度を高めつつ、事業所の皆様には、社会貢献のイメージアップと顧客としての消防団員の集客率を高める。

【登録状況】市内237カ所(一般事業所144カ所、市関連事業所93カ所)

【サービス例】

店名	協力内容
Aピザ店	団員を含む団体 購入金額10%割引、配達バイク6台に表示証掲出
Bコンビニエンスストア	団員 購入金額10%割引、店舗で消防団PR
Cボウリング場	団員を含む団体 一般料金より50円引き、掲示板で消防団PR
D自動車学校	入校時図書カード進呈、送迎車に表示証掲出、事務所で消防団PR
Eタクシー	タクシーに表示証掲出、事務所で消防団PR
Fパン店	店舗内で消防団PR、表示証掲出、電光掲示板で消防団PR

岐阜県関市での取り組み

◆関市では、サポートプロジェクトを実施している。

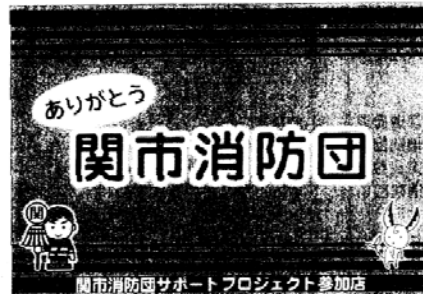
【経緯・目的】団員本人はもとより、日頃、消防団活動に理解を示し、活動を支えてくれる団員の家族へのサポートの観点から、また、減少しつつある団員確保対策の一環として平成23年7月1日よりスタートした。

【手法】団員、配偶者が参加店舗で「サポートカード」を提示することにより、料金割引やポイント増などの特典を受けることができる。

参加店舗はサポートステッカーを店頭に掲示する。



サポートカード



サポートステッカー

【登録状況】120店舗(平成24年1月25日現在)

岐阜県高山市での取り組み

◆高山市では、「高山市消防団応援事業制度」をスタートした。消防団員はもちろんのこと、実施事業者からも「消防団員のお客様が多く訪れてくれるようになった」と好評である。

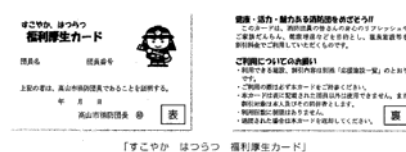
【経緯・目的】平成17年度の市町村合併により市域面積が全国1広くなったこともあり、支団(方面隊)によっては、団員の減少が進み、班の維持管理が難しいところも出てきている。このため、高山市消防団員に対して、一定のサービス等の提供を行う事業所、店舗等を登録することにより、消防団員の福利厚生の充実を図り、もって消防団員の入団促進に資することを目的に平成23年6月にスタートした。

【サービス例】	例1	あるレジャー施設では、団員及び団員の家族を対象に、施設利用券の割引を行っている。
	例2	ある飲食店では、団員本人及び同伴者全員を対象に、利用料金の割引を行っている。

【手法】各支団幹部が中心となり、地域内の温泉施設や、観光、販売、娯楽施設等に協力を依頼。了解を頂いた施設には「高山市消防団応援事業所」として登録するとともに、表示証(A4サイズ)を公布し店頭掲示を依頼した。団員全員に消防団員であることを証明する「すこやか はつらつ 福利厚生カード」を配布した。



高山市消防団応援事業所 表示証



「すこやか はつらつ 福利厚生カード」

【登録状況】38事業者(平成24年1月13日現在)

内訳	
娯楽施設(スキー場、映画館、ゴルフ場)	9施設
温泉施設	10施設
飲食施設	8施設
販売施設(道の駅)	7施設
宿泊施設(ホテル)	2施設
観光施設	2施設

【広報・周知】

- ①報道機関による制度周知(市広報、地域FM、一般報道機関)
- ②登録事業所名および協力内容を「高山市消防団応援事業所」として市ホームページに公表(追加登録に伴い随時更新)
- ③登録事業所追加登録があった都度、支団幹部を通じ全団員に周知

京都市での取り組み

◆京都市では「消防団1日体験入団プログラム」を実施している。

【対象】市内の高校生

【目的】体験を通じて少しでも消防団に対する認識を深めてもらう。消防団との距離を縮め、近い将来、地域の防火防災活動に参加しようとした時に、躊躇することなく消防団に入団できる環境を整える。

【募集方法】市内の高等学校、鉄道各駅へのポスター、ビラの配布、ホームページにおける告知した。

カリキュラム内容

- ①DVD鑑賞・グループミーティングを通して基本知識の習得
- ②消防団員から消防団活動や様子について聞く
- ③街区訓練場での放水訓練・屋内訓練場でのロープ結索訓練の実施

参加状況

男子高校生 11名
女子高校生 8名

右図は、京都市消防局消防団員募集ポスター
平成24年度上半期(4月～9月)に掲出

